

投資主各位

証券コード 8975

2018年7月6日

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

いちごオフィスリート投資法人

執行役員 高塚 義弘

第11回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第11回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2018年7月27日（金曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第15条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約第15条）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：2018年7月28日（土曜日）午前10時

2. 場 所：東京都港区新橋一丁目2番6号

第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：監督役員2名選任の件
- 第4号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社であるいちご投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
 - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.ichigo-office.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 資産運用会社に対する資産運用報酬のうちインセンティブ報酬の計算に関し、各営業期間において、本投資法人が決算期に未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合や、投資口の併合又は分割が行われた場合に、投資口1口当たりキャッシュフローの計算等に用いる発行済投資口の総口数を調整することとするものです。（別紙関係）
- (2) 本投資法人の投資主総会は、現行規約第9条第3項の規定において隔年毎に招集することとしていることから、これと趣旨の重複する規定の削除を行うものです。なお、規約変更後も変更案第9条第2項の規定に基づき隔年毎に投資主総会を開催します。（第9条関係）
- (3) 表現の明確化及び字句の修正を行うものです。（第19条、第34条、第37条関係）

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第9条（招集）</p> <p><u>1.</u> <u>本投資法人の投資主総会は、原則として、2年に1回以上開催する。</u></p> <p><u>2.</u> <u>投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名が招集する。</u></p> <p><u>3.</u> <u>投資主総会は、平成28年7月1日及び同日以降遅滞なく招集し、以後、隔年毎の7月1日及び同日以後遅滞なく招集する。</u></p> <p><u>4.</u> <u>前項のほか、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</u></p> <p><u>5.</u> <u>投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して書面をもって通知を発する。ただし、第<u>3</u>項の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告を要しないものとする。</u></p> <p>第19条（役員を選任及び任期）</p> <p>1.～2. （記載省略）</p> <p>3. 役員任期は、選任後2年とする。ただし、投資主総会の決議によって、法令の定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げないものとする。また、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p>4. （記載省略）</p> | <p>第9条（招集）</p> <p>（削除）</p> <p><u>1.</u> <u>本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名が招集する。</u></p> <p><u>2.</u> （現行のとおり）</p> <p><u>3.</u> （現行のとおり）</p> <p><u>4.</u> <u>投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して書面をもって通知を発する。ただし、第<u>2</u>項の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告を要しないものとする。</u></p> <p>第19条（役員を選任及び任期）</p> <p>1.～2. （現行のとおり）</p> <p>3. 役員任期は、選任後2年とする。ただし、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げないものとする。また、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p>4. （現行のとおり）</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>(1)～(6) （記載省略）</p> <p>(7) 第31条第4項第6号に定める金銭債権</p> <p>取得価格から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。ただし、当該金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価する。</p> <p>(8)～(10) （記載省略）</p> <p>2.～3. （記載省略）</p> <p>第37条（金銭の分配の方針）</p> <p>（記載省略）</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① （記載省略）</p> <p>②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えるものとする。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合にはこの限りではなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。</p> | <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>(1)～(6) （現行のとおり）</p> <p>(7) 第31条第4項第6号に定める金銭債権</p> <p>取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。ただし、当該金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価する。</p> <p>(8)～(10) （現行のとおり）</p> <p>2.～3. （現行のとおり）</p> <p>第37条（金銭の分配の方針）</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① （現行のとおり）</p> <p>②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えるものとする。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合にはこの限りではなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</p> <p>(2)～(5) (記載省略)</p> | <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、<u>一時差異等調整積立金、圧縮積立金、</u>分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</p> <p>(2)～(5) (現行のとおり)</p> |
| <p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (記載省略) 1.～4. (記載省略) 5. インセンティブ報酬</p> <p>(1) 投資口1口当たりのCFが①直近の6営業期間(インセンティブ報酬を計算する時点における当該営業期間を含む。以下同じ。)連続で前期間と同額か増加し、かつ②インセンティブ報酬を計算する時点における当該営業期間における投資口1口当たりのCFが前営業期間比で増加した場合は、下記の計算により求められた金額。</p> <p>【計算式】 (当該営業期間に係る決算期の投資口1口当たりCF－前営業期間に係る決算期の投資口1口当たりCF)×当該営業期間に係る決算期の発行済投資口の総口数×30.0%</p> <p>(2) 上記(1)①の条件を満たせなかった場合であっても、投資口1口当たりのCFが直近の6営業期間の単純平均を上回り、かつ上記(1)②の条件を満たしている場合は、下記の計算式により求められた金額。</p> | <p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行のとおり) 1.～4. (現行のとおり) 5. インセンティブ報酬</p> <p>(1) 投資口1口当たりCFが①直近の6営業期間(インセンティブ報酬を計算する時点における当該営業期間を含む。以下同じ。)連続で前期間と同額か増加し、かつ②インセンティブ報酬を計算する時点における当該営業期間における投資口1口当たりCFが前営業期間比で増加した場合は、下記の計算により求められた金額。</p> <p>【計算式】 (当該営業期間に係る決算期の投資口1口当たりCF－前営業期間に係る決算期の投資口1口当たりCF)×当該営業期間に係る決算期の発行済投資口の総口数×30.0%</p> <p>(2) 上記(1)①の条件を満たせなかった場合であっても、投資口1口当たりCFが直近の6営業期間の単純平均を上回り、かつ上記(1)②の条件を満たしている場合は、下記の計算式により求められた金額。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>【計算式】 (当該営業期間に係る決算期の投資口1口当たりCF－当該営業期間を含む直近の6営業期間の単純平均の投資口1口当たりCF) ×当該営業期間に係る決算期の発行済投資口の総口数×30.0%</p> <p>(3) 上記(1)(2)とも、投資口1口当たりCFは、CFを各営業期間末時点の発行済投資口総数で除することにより算出する。また、インセンティブ報酬の計算に際しては、<u>インセンティブ報酬控除前のCFを基準とする。</u></p> <p>支払時期は、各営業期間に係る決算期後3か月以内とする。</p> <p>6. (記載省略)</p> | <p>【計算式】 (当該営業期間に係る決算期の投資口1口当たりCF－当該営業期間を含む直近の6営業期間の単純平均の投資口1口当たりCF) ×当該営業期間に係る決算期の発行済投資口の総口数×30.0%</p> <p>(3) 上記(1)(2)において、投資口1口当たりCFは、<u>インセンティブ報酬控除前のCFを各営業期間に係る決算期の発行済投資口の総口数で除することにより算出する。なお、発行済投資口の総口数は、本投資法人が各営業期間に係る決算期において未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合には、その決算期における発行済投資口の総口数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいうものとし、直近の6営業期間に投資口の併合又は分割が行われた場合には、併合又は分割が行われた営業期間に係る決算期以降の決算期における発行済投資口の総口数は、併合比率又は分割比率をもって併合又は分割が行われる前の口数に調整された数をいうものとする。</u></p> <p>支払時期は、各営業期間に係る決算期後3か月以内とする。</p> <p>6. (現行のとおり)</p> |

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である高塚義弘は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第3項に基づき、選任後本投資法人現行規約第9条第3項に基づき招集する投資主総会終結の時までとします。

なお、本議案は、2018年6月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職 | |
|--|-------------------|-----------------------------------|
| たか つか よし ひろ 高 塚 義 弘 (1955年9月21日) | 1978年4月 | 株式会社東京銀行 |
| | 1985年4月 | ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 |
| | 1996年12月 | チェース証券株式会社 |
| | 2000年12月 | 日興シティグループ証券株式会社 |
| | 2007年8月 | クレディ・スイス証券株式会社 |
| | 2010年7月 | アールズ・コンサルティング株式会社設立 代表取締役 (現任) |
| | 2010年9月 | 本投資法人 執行役員 (現任) |
| | 2011年9月 | オクト・アドバイザーズ株式会社 パートナー (現任) |
| 2015年2月 | 同社 取締役 (現任) | |

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である福永隆明及び寺田昌弘は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第3項に基づき、選任後本投資法人現行規約第9条第3項に基づき招集する投資主総会終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職 | |
|-------|------------------------------------|---|--|
| 1 | ふくなが たかあき 福永隆明 (1972年10月29日) | 1998年10月 2004年10月 2005年10月 2010年9月 2011年1月 2014年6月 2014年10月 2015年12月 2017年2月 2017年3月 | KPMG東京事務所 福永公認会計士事務所 代表(現任) グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社 代表取締役(現任) 本投資法人 監督役員(現任) グリーンオーク・インベストメント・マネジメント株式会社 社外監査役(現任) 株式会社平山(現株式会社平山ホールディングス) 社外監査役(現任) チケットガード少額短期保険株式会社(現AWPチケットガード少額短期保険株式会社) 社外監査役(現任) PP Japan株式会社 監査役(現任) 株式会社リテイラーズ・スフィア 監査役(現任) GMOドメインレジストリ株式会社 社外監査役(現任) |
| 2 | てらだ まさひろ 寺田昌弘 (1968年5月7日) | 1996年4月 1998年5月 2000年5月 2002年8月 2003年9月 2004年8月 2006年1月 2011年10月 | 弁護士登録(第二東京弁護士会) 大和証券株式会社(現株式会社大和証券グループ本社) 社内弁護士 モルガン・スタンレー証券会社(現モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社) 社内弁護士 デューク大学ロースクール(米国ノースカロライナ州) 留学 ニクソン・ピーボディ法律事務所(米国ニューヨーク州) 客員弁護士 シティニューワ法律事務所 同事務所 パートナー(現任) 本投資法人 監督役員(現任) |

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案は、2018年6月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職 | |
|------------------------------------|-------------------|--|
| ちば けいすけ 千 葉 恵 介 (1979年9月10日) | 2006年10月 | 弁護士登録（東京弁護士会） 渥美総合法律事務所（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業） |
| | 2010年1月 | 三井物産株式会社法務部出向 |
| | 2014年9月 | 弁護士法人ほくと総合法律事務所 |
| | 2016年5月 | 同事務所 パートナー（現任） |

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職 | |
|-----------------------------------|--------------|--------------------|
| きた なが ひさ 北 永 久 (1984年4月15日) | 2012年12月 | 弁護士登録(東京弁護士会) |
| | 2013年1月 | 弁護士法人御堂筋法律事務所東京事務所 |
| | 2015年4月 | 弁護士法人パートナーズ法律事務所 |
| | 2018年1月 | 永久法律事務所 代表(現任) |

1. 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

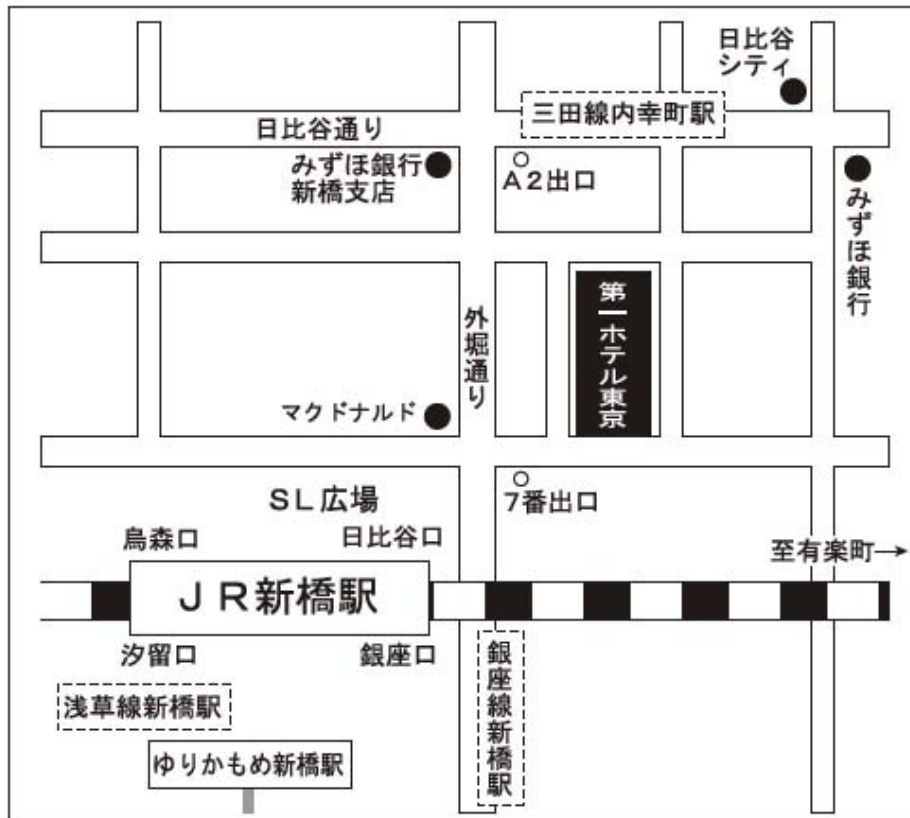
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

投資主総会会場ご案内図

会 場：第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ
東京都港区新橋一丁目2番6号
TEL 03-3501-4411 (代表)



- JR線・東京メトロ銀座線 新橋駅より徒歩2分
- 都営地下鉄浅草線 新橋駅より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩3分